

南陽市キャッシュレス決済等推進業務仕様書

この仕様書は、南陽市役所市民課窓口におけるクレジットカード及び電子マネーなどのキャッシュレス決済に対応した機器の導入に伴い、指定代理納付に係る業務内容や対応するキャッシュレス決済端末等に関して内容を定めたものである。

1 業務内容

市民課窓口の証明発行手数料等のクレジットカード・電子マネー・QRコードなどのキャッシュレス決済導入に伴う指定代理納付及びそれらに必要な機器の調達。

2 納入場書

南陽市役所市民課窓口

3 納入台数

キャッシュレス決済に対応したレジ及び決済端末とその関連機器 1組

4 調達機器

(1) POSレジ端末

- ア POSシステムを有し、売上の各種集計、データの蓄積機能を備え、レジ端末からデータの抽出機能を有すること。
- イ キャッシュレス決済端末と連動可能なこと。
- ウ タッチパネルの仕様等のカスタマイズが可能であること。
- エ 「キャッシュドロワー」・「自動釣銭機」のどちらでも可とするが、「自動釣銭機」を提案する場合評価の際の加点対象とする。

(2) キャッシュレス決済端末

- ア クレジットカード、電子マネー及びコード決済ができること。
取扱い可能ブランドの指定は行わないが、南陽市で広く利用されていると想定される電子マネーブランドが含まれる場合は、加点対象とする。
現在南陽市で利用しているキャッシュレス決済が含まれる場合も、加点対象とする。

※取扱い可能ブランド

クレジットカード	2種類以上
電子マネー	5種類以上
QRコード	3種類以上

- イ PCI DSSの現行基準に準拠している、クレジット情報非保持型の機種であること。なお、通信環境の設定が必要な場合、経費は市の負担とする。

5 指定代理納付について

(1) 指定代理納付業務の対象

市民課窓口にて取り扱う以下の手数料及び使用料等

南陽市手数料条例別表に定める手数料、

南陽市斎場しらぎく設置条例別表第1に定める火葬炉使用料、
複写機使用料、標識弁償金、電子証明書発行手数料

(2) キャッシュレス決済の対応

クレジットカード、電子マネー及びコード決済に対応すること。

(3) 指定代理納付の種類

受注者は、地方自治法第231条の2第6項の規定による本市の指定代理納付者となること。納付方法は、立替払い方式とする。

(4) 指定代理納付の方法

キャッシュレス決済の立替金については、各月毎に末日を締め日として集計し、翌月末までに当市が指定する口座に振り込むこと。払い込み手数料は受注者が負担すること。なお、各月毎立替払いの明細を確認できること。

6 研修・サポート体制

(1) 導入のサポート

レジ端末及びキャッシュレス決済端末の設置、セットアップを行うこと。また、使用方法についての研修を行うこと。

(2) 保守の体制

その他運用サポート等については、企画提案書で提案を行うこと。令和4年度より保守に当たり金額が発生する場合は、参考に見積(今回の事業費には含まない)を添付すること。

7 その他

(1) 調達する物品は新品であること。

(2) 納入時の各種設定内容、設置については、担当者と調整の上決定すること。

(3) 受注者は業務の実施に伴い適用を受ける法令、規定、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。なお、市は受注者に必要な情報を提供するものとする。

(4) 受注者は予期せぬ事態が生じたときは、速やかに市へ報告し指示を仰ぐこと。

(5) 業務の履行に当たって発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために生じた経費については、受注者が負担すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、市と受注者で協議の上決定する。